

三商レポート

第六十一話 「離婚と相続」

相続プラザ花小金井 (株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 ☎042-467-2103

<http://www.souzokusoudan.net> E-mail sansyo@trust.ocn.ne.jp

離婚の影響は、相続のときにも現れます。

離婚すれば、夫婦は他人となります。そのため、夫が亡くなっても妻は相続人にはなれません。しかし、子供は離婚しても子です。たとえ離婚の際に妻が子を引き取り妻の戸籍に入れたとしても、父と子の関係は消えません。従って、父が亡くなった時、子は父の法定相続人となります。

もし夫が再婚するなら、相続人となる先妻の子と後妻への配慮が不可欠です。必ず「遺言」が必要です。また、子の「遺留分」にも配慮が必要となります。遺留分は、民法が相続人に保障した最低限の相続分です。「離婚の際に、妻と子に十分な財産を渡しているから大丈夫」とは言い切れません。そこで、離婚の際に子に財産を渡して遺留分放棄の手続きをさせ、家庭裁判所の許可を得ておくことがあります。しかし、子は遺留分を放棄していても相続人の地位を依然として持っています。そのため、再婚して数十年後に亡くなったときの相続人は、後妻と先妻の子です。たとえ音信不通で全く交流のなかった先妻の子でも、2分の1を相続します。ここに感情問題と財産分けのトラブルが起こります。

この時、「全ての財産を後妻に相続させる」との遺言があれば、遺留分放棄している子は相続人であっても相続分はないので、後妻が全て相続できます。この場合の遺言も、公正証書が安心です。自筆証書遺言では「検認」手続きが必要なため、家庭裁判所から相続人である先妻の子にも通知が行くので、無用な波風をたてる恐れがあります。

もし諸事情から入籍せず事実婚のままだと、内縁の妻は年金や生命保険金の受取人にはなれても「相続人」にはなれません。この場合は、遺言がないと先妻の子が不

動産も預貯金も全て相続します。内縁の妻のためには、必ず遺言で「遺贈する」としておくことが必要です。ここでも自筆証書遺言だと検認が必要となり面倒です。「検認申立」のためには、亡くなった人や相続人の戸籍謄本が必要です。しかし、内縁の妻は、亡くなった夫や先妻の子の戸籍謄本がとれません。司法書士や行政書士に職務権限で戸籍を取得するよう頼んでも、相続人の子と内縁の妻とが争いになりそうなケースではためらいます。子からのクレームが怖いからです。やむを得ず弁護士に戸籍の取得をお願いします。遺言に「遺言執行人」の指定がないと、相続登記手続きのため遺言執行人の選任申立も必要になります。通常、申立てた弁護士が選任されます。これらの手続きの費用負担も大変です。

離婚し先妻との間に子供がいる場合は、ぜひ生前に公正証書で遺言を作成し、遺言執行人も指定しておくことをお勧めします。

相続するのはプラス財産だけではありません。

離婚した父が多額の借金を残して亡くなることがあります。先妻の子は、離婚後数十年間父と音信不通で交流がなくても「相続人」なので借金を相続します。連帯保証人となっていた父の地位も相続します。

債権者は、帳簿上に残った債権を放置できません。そのため相続人を調べます。

子は、債権者からの突然の請求に慌てることになります。こうした時、「相続放棄」の知識が役に立ちます。しかし、子が後妻や内縁の妻と争って父の財産の一部でも取得していたら、もはや相続放棄はできなくなります。

離婚は、こんなところにまで影響します。

(2009年7月1日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～